

トラブル 解決！！ 裁判所の民事調停

お金の貸し借り，雇用関係，ご近所とのトラブル，交通事故の損害の問題など，身近に起こった争いを話し合いで円満に解決するために，民事調停という制度があります。

民事調停の特徴

- ① 手続きが簡単
特別な法律知識は必要なく，ご本人でも申し立てることができます。
- ② 円満な解決ができる
双方が納得するまで話し合うことが基本となりますので，実情に即した円満な解決ができます。
- ③ 費用が安い
裁判所に納める手数料は訴訟に比べて安くなっています。例えば，貸したお金10万円の返済を求める調停を申し立てた場合，手数料は500円です（このほか，若干の郵便切手が必要です。）。
- ④ 秘密が守られる
調停は非公開で行われ，他人に知られたくないことも安心して話すことができます。
- ⑤ 早く解決できる
ポイントを絞って話し合いをしますので，解決までの時間は比較的短くてすみます。通常，調停が成立するまで2，3回の調停期日が開かれ，調停成立などで解決した事件の90%が3か月以内に終了しています。

福岡地方裁判所管内の各簡易裁判所では，手続きの概要や申立の方法などの説明を行っていますので，お気軽に御相談ください。